

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例の制定について

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

市の組織及び分掌事務を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例

日立市部課並びに行政機関等設置条例（昭和34年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び室」を「、室及び推進本部」に改め、同条中「及び室」を「、室及び推進本部」に改め、「財政部」を削り、「生活環境部」を「市民生活環境部」に改め、「産業経済部」の次に「共創プロジェクト推進本部」を加える。

第3条（見出しを含む。）中「及び室」を「、室及び推進本部」に改め、同条第1号中エをオとし、ウの次にエとして次のように加える。

エ 予算、その他財務に関すること。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 総務部

ア 市の行政一般に関すること。

イ 議会に関すること。

ウ 職員の人事、研修及び厚生に関すること。

エ 防災に関すること。

オ 市税の賦課徴収に関すること。

カ 公有財産に関すること。

キ 契約に関すること。

ク その他他の部に属さないこと。

第3条中第3号及び第4号を削り、第2号の次に第3号として次の1号を加える。

(3) 市民生活環境部

ア 市民の組織化及び市民活動に関すること。

イ 交通安全に関すること。

ウ 文化及び交流に関すること。

エ 消費生活その他市民生活に関すること。

オ 環境保全に関すること。

カ 気象に関すること。

キ 環境衛生に関すること。

ク 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

第3条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) 共創プロジェクト推進本部

次世代未来都市の実現に向けた包括連携協定に基づく共創プロジェクトの推進に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(日立市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

2 日立市青少年問題協議会設置条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「生活環境部」を「市民生活環境部」に改める。

参 考

改 正 要 旨

1 組織の見直し

- (1) 財政部を廃止することとした。
- (2) 生活環境部の名称を市民生活環境部に改めることとした。
- (3) 共創プロジェクト推進本部を新設することとした。

2 分掌事務の見直し

- (1) 分掌事務を次のとおり再編することとした。

ア 「予算に関する事務（その他財務に関する事務を含む。）」を、市長公室に移管することとした。

イ 「市税の賦課徴収に関する事務」、「公有財産に関する事務」及び「契約に関する事務」を、総務部に移管することとした。

ウ 総務部の分掌事務のうち、「交通安全に関する事務」及び「戸籍及び住民基本台帳に関する事務」を、市民生活環境部に移管することとした。

エ 「次世代未来都市の実現に向けた包括連携協定に基づく共創プロジェクトの推進に関すること。」を共創プロジェクト推進本部の分掌事務に位置付けることとした。